

企画室並びに建設業政策企画官及び紛争調整官それぞれ一人を置く。	2 入札制度企画指導室は、建設工事における入札制度に関する事務をつかさどる。	3 入札制度企画指導室に、室長を置く。	4 建設業適正取引推進指導室は、建設業の許可及び建設業に係る法令遵守の推進に関する事務をつかさどる。	5 建設業適正取引推進指導室に、室長を置く。	6 建設業企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。	7 建設業者（浄化槽工事業者を含む。）の施工技術の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事。
企画室並びに建設業政策企画官及び紛争調整官それぞれ一人を置く。	2 入札制度企画指導室は、建設工事における入札制度に関する事務をつかさどる。	3 入札制度企画指導室に、室長を置く。	4 建設業適正取引推進指導室は、建設業の許可及び建設業に係る法令遵守の推進に関する事務をつかさどる。	5 建設業適正取引推進指導室に、室長を置く。	6 建設業企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。	7 建設業者（浄化槽工事業者を含む。）の施工技術の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事。
企画室並びに建設業政策企画官及び紛争調整官それぞれ一人を置く。	2 入札制度企画指導室は、建設工事における入札制度に関する事務をつかさどる。	3 入札制度企画指導室に、室長を置く。	4 建設業適正取引推進指導室は、建設業の許可及び建設業に係る法令遵守の推進に関する事務をつかさどる。	5 建設業適正取引推進指導室に、室長を置く。	6 建設業企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。	7 建設業者（浄化槽工事業者を含む。）の施工技術の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事。
企画室並びに建設業政策企画官及び紛争調整官それぞれ一人を置く。	2 入札制度企画指導室は、建設工事における入札制度に関する事務をつかさどる。	3 入札制度企画指導室に、室長を置く。	4 建設業適正取引推進指導室は、建設業の許可及び建設業に係る法令遵守の推進に関する事務をつかさどる。	5 建設業適正取引推進指導室に、室長を置く。	6 建設業企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。	7 建設業者（浄化槽工事業者を含む。）の施工技術の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事。
企画室並びに建設業政策企画官及び紛争調整官それぞれ一人を置く。	2 入札制度企画指導室は、建設工事における入札制度に関する事務をつかさどる。	3 入札制度企画指導室に、室長を置く。	4 建設業適正取引推進指導室は、建設業の許可及び建設業に係る法令遵守の推進に関する事務をつかさどる。	5 建設業適正取引推進指導室に、室長を置く。	6 建設業企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。	7 建設業者（浄化槽工事業者を含む。）の施工技術の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事。

四 建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関する事。	五 建設業者及び建設コンサルタントの組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関する事。	六 測量業の発達、改善及び調整に関する事。（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。
四 建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関する事。	五 建設業者及び建設コンサルタントの組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関する事。	六 測量業の発達、改善及び調整に関する事。（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。
四 建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関する事。	五 建設業者及び建設コンサルタントの組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関する事。	六 測量業の発達、改善及び調整に関する事。（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。
四 建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関する事。	五 建設業者及び建設コンサルタントの組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関する事。	六 測量業の発達、改善及び調整に関する事。（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。
四 建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関する事。	五 建設業者及び建設コンサルタントの組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関する事。	六 測量業の発達、改善及び調整に関する事。（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。

一 民間都市開発事業に関する事。（港湾局の所掌に属するものを除く。）。	二 國際・デジタル政策企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
三 民間都市再生事業に関する事。（港湾局の所掌に属するものを除く。）。	四 民間拠点施設整備事業（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第七条第一項に規定する拠点施設整備事業で民間事業者が施行するものをいう。）に関する事。（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
五 海外プロジェクト推進官は、命を受けて、都	六 市局の所掌に属する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
六 市局の所掌に属する都市防災調整官及び都市安全部安全推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。	七 都市開発金融支援室に、室長を置く。
七 都市防災調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。	八 都市局の所掌に属するまちづくり調整官は、命を受けて、都市局の所掌に属するものに関する事務をつかさどる。

九 紛争調整官は、中央建設工事紛争審査会に関する事務をつかさどる。	一 建設業に係る産業構造の改善対策及び建設工事の下請契約の適正化に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事。
一 建設業に係る産業構造の改善対策及び建設工事の下請契約の適正化に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事。	二 建設業企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
二 建設業企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。	三 建設業者（浄化槽工事業者を含む。）の施工技術の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事。
三 建設業者（浄化槽工事業者を含む。）の施工技術の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事。	四 建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関する事。
四 建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関する事。	五 建設業者及び建設コンサルタントの組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関する事。
五 建設業者及び建設コンサルタントの組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関する事。	六 測量業の発達、改善及び調整に関する事。（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。

及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

環境計画調整官は、命を受けて、都市計画課の所掌に係る環境の保全（良好な環境の創出を目的とするもの。）に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

開発企画調整官は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三章第一節の規定による開発行為等の規制に関する事務をつかさどる。

（市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室
並びに拠点整備事業推進室）

第五十条 市街地整備課に、市街地整備制度調整室及び再開発事業対策室並びに廻点整備事業推進室

宣乃で再開発事業費を算定並てに提出整備事業費を
進官一人を置く。

市街地整備制度調整室は、法務、税制及び争訟に関する事務をつかさどる。

市街地整備制度調整室に、室長を置く。

地整備制度調整室の所掌に属するものを除く。) 之へ、ござる。

をつかさどる。

法人都市再生機構の行う業務に関すること及び住宅局の所掌に属するものを除く。)。

二 防災街区整備事業（都市計画において定められた方災都市施設（密集市街地によるける方

これが障害者活動課へ密集市街地における障害者問題の整備の促進に関する法律第三十条に規定する所である。

規定する防災都市施設をいう。次号□において同じ。)の整備を伴うものに限る。)の助成

三 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち及び監督に関すること。

三、独立行政法人の運営とその機能の行使、美術の
ち、次に掲げるものに関する事。

イ 市街地再開発事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において

て定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。)に係る業務

口 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画による、

せて行くもの以外のもので、都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うも

四 のに限る。)に係る業務
住宅街区整備事業に関すること(独立行政

法人都市再生機構の行う業務に関する^{こと}を余く。)。

五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）

号)の規定による再開発事業の計画の認定に関すること。

六 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第九条第一項に規

七 定する集約都市開発事業に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）
都市開発資金の貸付けに関する法律第一条
第三項及び第七項の規定による資金の貸付け
に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）
同項の規定による資金の貸付けにあつては、独立行政法人都市再生機構の行う第三号に規定する業務に係るものに限る。）
再開発事業対策室に、室長を置く。
拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地における拠点整備に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関との他の関係者との連絡調整に関する事務（再開発事業対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
（街路交通施設企画室並びに街路事業調整官及び街路交通安全対策室）
五十一 条 街路交通施設課に、街路交通施設企画室並びに街路事業調整官及び街路交通施設安全対策官それぞれ一人を置く。
街路交通施設企画室は、都市計画事業その他市街地の整備改善に関する事業による道路、都市高速鉄道その他の交通施設及び流通業務団地（いすれも交通の用に供する部分に限る。）の整備に共通する基本的事項の企画及び立案に関する事務（事業の指導及び助成に関する事項並びに街路事業調整官及び街路交通施設安全対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
街路交通施設企画室に、室長を置く。
街路事業調整官は、命を受けて、街路の整備に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。
街路交通施設安全対策官は、命を受けて、都市計画事業その他市街地の整備改善に関する事業による都市高速鉄道その他の交通施設（交通の用に供する部分に限る。）及び駐車場の安全の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（道路局及び物流・自動車局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
（緑地環境室並びに公園利用推進官及び国際緑地環境対策官）

三　流域における水利に関する施策のうち、水利利用の合理化及び水管理の適正化に係るもの（水利使用の許可に関するものに限る。）の調製及び保管に關すること。

二十三条の二の登録並びに河川台帳（水利使用に係るものに限る。）の調製及び保管に關すること。

四　国土交通大臣が行う海岸の管理に関する事務のうち、海岸保全区域の占用の許可その他の規制に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

五　河川利用企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案の企画及び立案に必要な調査に関すること（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　河川等及び海岸（港湾に係る海岸を除く。）に係る争訟に関する事務で特定事項に関すること。

三　公有水面（港湾内の公有水面を除く。）の埋立て及び干拓に關する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

四　国土交通大臣が行う河川の利用、保全その他の管理に関する事務のうち、河川区域内の土地の占用の許可その他の規制（水利調整室の所掌に属するものを除く。）に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

二　低潮線保全区域（港湾内の低潮線保全区域を除く。第六十四条において同じ。）における低潮線の保全に関する特定事項についての企画及び立案、調整、指導並びに監督に關すること（砂防部の所掌に属するものを除く。）。

(河川計画調整室、国際室及び河川情報企画室並びに河川事業調整官、国際河川技術調整官及び河川経済調査官)

第五十九条 河川計画課に、河川計画調整室、国際室及び河川情報企画室並びに河川事業調整官、国際河川技術調整官及び河川経済調査官それぞれ一人を置く。

2 河川計画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 河川等、水資源の開発又は利用のための施設、砂防設備並びに地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設に関する中長期的な計画の企画及び立案に係る調査に関すること(国際室及び国際河川技術調整官の所掌に属するものを除く)。

二 河川等及び海岸に関する事業に関する基本的政策の企画及び立案に係る調査に關すること(河川保全企画室、流水管理室及び水防企画室並びに河川環境保全企画調整官、水防企画官及び水防調整官)。

三 河川整備基本方針及び河川整備計画に関する事務をつかさどる。

四 河川等及び海岸に関する事業に関する基本的政策の企画及び立案に係る調査に關すること(河川計画調整室に、室長を置く)。

五 河川等、水資源の開発又は利用のための施設、砂防設備並びに地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設に関する中長期的な計画の企画及び立案に係る調査に關すること(河川整備基本方針及び河川整備計画に關すること)。

六 河川等、水資源の開発又は利用のための施設、砂防設備並びに地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設に関する中長期的な計画の企画及び立案に係る調査に關すること(河川整備基本方針及び河川整備計画に關すること)。

七 河川等及び海岸に関する事業に関する基本的政策の企画及び立案に係る調査に關すること(河川整備基本方針及び河川整備計画に關すること)。

八 河川等及び海岸に関する事業に関する基本的政策の企画及び立案に係る調査に關すること(河川整備基本方針及び河川整備計画に關すること)。

九 河川等及び海岸に関する事業に関する基本的政策の企画及び立案に係る調査に關すること(河川整備基本方針及び河川整備計画に關すること)。

六五 河川等及び海岸に関する事業に関する基本的政策の企画及び立案に係る調査に關すること(河川整備基本方針及び河川整備計画に關すること)。

七六 河川等及び海岸に関する事業に関する基本的政策の企画及び立案に係る調査に關すること(河川整備基本方針及び河川整備計画に關すること)。

八七 河川等及び海岸に関する事業に関する基本的政策の企画及び立案に係る調査に關すること(河川整備基本方針及び河川整備計画に關すること)。

止施設に関する中長期的な計画の企画及び立案に関する事務で国際関係に係るものうち、技術に関する特定事項に関するものをつかさどる。

10 河川環境保全企画調整官は、命を受けて、河川等及び下水道事業課並びに河川保全企画室、水防企画官及び水防調整官の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

11 河川環境保全企画調整官は、命を受けて、河川保全企画室、流水管理室及び水防企画室並びに水防企画室並びに河川環境保全企画調整官、水防企画官及び水防調整官。

12 河川保全企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 河川管理施設の管理に係る事務(治水課の所掌に属するものを除く)。

二 河川区域内の土地の占用の許可その他の規制に関する事務のうち、技術的審査に關すること(河川等の環境の保全に關する事務に關する企画及び立案、調整並びに指導に關すること)。

三 河川保全企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 河川管理施設の管理に係る事務(治水課の所掌に属するものを除く)。

二 河川区域内の土地の占用の許可その他の規制に関する事務のうち、技術的審査に關すること(河川等の環境の保全に關する事務に關する企画及び立案、調整並びに指導に關すること)。

三 河川保全企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 河川等の水質の改善に關する事務に關すること。

二 河川等及び海岸に関する事業に關する基本的な政策の企画及び立案に係る事務のうち、国際関係に係るものに關すること。

三 河川等及び海岸に関する事業に關する基本的な政策の企画及び立案に係る事務のうち、国際関係に係るものに關すること。

四 河川等及び海岸に関する事業に關する基本的な政策の企画及び立案に係る事務のうち、国際関係に係るものに關すること。

五 水資源の開発又は利用のための施設の管理に関する事務をつかさどる。

六 地方公共団体等からの委託に基づき、第一号及び第四号に掲げる事務に關連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

七 流水管理室に、室長を置く。

6 水防企画室は、水防に關する事務(水政課及び下水道事業課並びに河川保全企画室、水防企画官及び水防調整官の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

7 水防企画室に、室長を置く。

8 河川環境保全企画課及び下水道事業課の所掌に掲げる事務をつかさどる。

9 水管管理・国土保全局の所掌に係る環境の保全に関する政策に關する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

一 水管管理・国土保全局の所掌に係る環境の保全に関する政策に關する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

二 河川等の環境の保全に關する事務に關する企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

三 河川等の環境の保全に關する事務に關する企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

四 河川保全企画室に、室長を置く。

五 河川保全企画室に、室長を置く。

六 河川保全企画室に、室長を置く。

七 河川保全企画室に、室長を置く。

八 河川保全企画室に、室長を置く。

九 河川保全企画室に、室長を置く。

一 河川保全企画室に、室長を置く。

二 河川保全企画室に、室長を置く。

三 河川保全企画室に、室長を置く。

6 技術調整官は、命を受けて、治水課の所掌事務に關する技術に關する重要事項についての企画及び立案並びに調整に關する事務をつかさどる。

7 流域治水企画官は、命を受けて、流域における治水及び水利に關する施策に關する重要な事項についての企画及び立案並びに推進に關する事務(水政課及び河川計画課の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

8 河川環境保全企画課及び下水道事業課の所掌に属するものを除く)で水防活動の円滑な実施の確保に關する重要な事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

一 水管管理・国土保全局の所掌に係る環境の保全に関する政策に關する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

二 河川等の環境の保全に關する事務に關する企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

三 河川等の環境の保全に關する企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

四 上下水道政策企画官は、命を受けて、上下水道政策企画課の所掌事務に關する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に關する事務をつかさどる。

五 上下水道国際室に、室長を置く。

六 上下水道国際室に、室長を置く。

七 上下水道国際室に、室長を置く。

八 上下水道国際室に、室長を置く。

九 上下水道国際室に、室長を置く。

一 河川の整備、利用、保全その他の管理に關係する事務のうち、減災に關する企画及び立案、調整、指導並びに監督に關すること(他工作物をいう)の規格構造に關する事務の整備に關すること。

二 河川管理施設等(河川管理施設及び河川法第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物をいう)の規格構造に關する事務の整備に關係する事務のうち、減災に關すること(河川環境課の所掌に属するものを除く)。

三 地方公共団体等からの委託に基づき、第一号及び第四号に掲げる事務に關連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

一 水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 水道事業課に、水道計画指導室を置く。

三 水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水道用水の供給に關する企画及び立案に關すること。

二 水道の広域的な整備に關すること。

3	有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。 (自転車活用推進官)
2	自転車活用推進官は、命を受けて、参事官の職務を助ける。
第七十二条の二	道路局に、自転車活用推進官一人を置く。
2	自転車活用推進官は、命を受けて、参事官の職務を助ける。
第八款 住宅局	
第七十三条	住宅局に、住宅企画官一人を置く。
2	住宅企画官は、命を受けて、住宅に関する重要事項の企画及び立案に関する事務に当たる。 (企画官、住宅企画調整官、住生活サービス産業振興官、住宅活用調整官及び民間事業支援調整官)
第七十四条	総務課に、企画官、住宅企画調整官及び民間事業支援調整官一人を置く。
2	企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要な専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。
3	住宅企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要な専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
4	住生活サービス産業振興官は、命を受けて、住生活の安定の確保及び向上の促進に資するサービス産業の振興に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
5	住宅活用調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する民間事業者の支援に係る施策の調整に関する事務をつかさどる。
6	民間事業支援調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 住宅局の所掌事務に関する民間事業者の支援に係る施策の調整に関する事務をつかさどる。 二 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事務を(都市局及び住宅総合整備課の所掌に属するものを除く)。(住宅金融室)
第七十五条	住宅経渉・法制課に、住宅金融室を置く。
2	住宅金融室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 住宅資金の貸付債権の証券化に関すること 二 住宅融資保険に関すること(市街地建築課の所掌に属するものを除く)。
第七十六条	住宅総合整備課に、住環境整備室及び住宅金融室に、室長を置く。
3	(住環境整備室及び公共住宅事業調整官)
四	勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の規定による勤労者財産形成政策基本方針(勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限る)の策定に関する事務に当たる。
2	住環境整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 住宅及び宅地の供給に関する公共施設の整備に関する企画及び立案並びに調整に関する事務に当たる。 二 住環境整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 住宅及び宅地の供給に関する事務のうち、宅地の供給、造成、改良及び管理に関する事務に当たる。 二 公共住宅事業調整官は、命を受けて、公共住宅環境整備室に、室長を置く。
3	(地方住宅供給公社の行う業務のうち、宅地の供給、造成、改良及び管理に関する事務に当たる)。
4	住生活サービス産業適正化調整官、評価業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官
5	木造住宅振興室及び木造住宅適正化調整官、評価業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官
第六章 建築基準法	
第七十七条	木造住宅生産課に、木造住宅振興室並びに住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官それぞれ一人を置く。
2	木造住宅振興室は、工場生産住宅に類する住宅の建設及び供給に関する指導及び助成、住宅建設その他建築に関する新工法及び施工技術の指導及び助成並びに建築用資材の需給及び価格の調査に関する事務で木造の住宅その他木造の建築物に関するもの(住宅ストック活用・リフォーム推進官の所掌に属するものを除く)。
3	木造住宅振興室に、室長を置く。
2	住宅産業適正化調整官は、命を受けて、工場生産住宅その他これに類するものの適正な建設及び供給に関する特定事項についての企画及び立案に推進に関する事務をつかさどる。
三	独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること(市街地建築課の所掌に属するものを除く)。
2	住宅金融室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 生活金融室に関する事務に当たる。 二 独立行政法人住宅金融支援機構の行う新工法及び施工技術の指導及び助成に関する事務その他住宅ストックの活用及び住宅のリフォームに関する事務(参事官の所掌に属するものを除く)。
第七十八条	建築指導課に、建築安全調査室及び建築物事故調査・防災対策室並びに建築業務適正化推進官、建築デジタル推進官、昇降機等事故対策官及び監督調整官
2	建築安全調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)又はこれに基づく命令に係る違反建築物の調査に関する事務(建築物事故調査・防災対策室及び昇降機等事故対策官の所掌に属するものを除く)。
3	二 建築基準法に基づく国土交通大臣の指定、認証、承認、登録又は免許を受けた者がこれらの法律又は命令に基づき行う業務の適正化に関する企画及び立案並びに調査に関する事務で特定事項に関するものをつかさどる。
4	三 建築物事故調査室及び景観建築企画官
5	四 建築物事故調査室及び景観建築企画官
6	五 建築物事故調査室及び景観建築企画官
第七十九条	市街地住宅整備室に、市街地住宅整備室及び密市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する建築物の建替計画及び同法の規定による延焼等危険建築物に対する措置に関する事務をつかさどる。
2	一 都心共同住宅供給事業(共同住宅の管理又は譲渡に関する事業及びこれらに附帯する事業を除く)の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備に関する事務をつかさどる。
3	二 都心共同住宅供給事業(共同住宅の管理又は譲渡に関する事業及びこれらに附帯する事業を除く)の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備に関する事務をつかさどる。
4	三 防災街区整備事業に当たる事務(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事務及び市街地住宅整備室に、室長を置く)。

に係るもの（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）を助ける。

第十款 物流・自動車局

第八十六条 総務課に、バス高速輸送システム推進官及び財務企画調整官

（バス高速輸送システム推進官及び財務企画調進官は、次に掲げる事務をつかさどる。）

2 バス高速輸送システム推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 バス高速輸送システムの導入の推進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

二 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究のうちバス高速輸送システムに係るものに関する事務をつかさどる。

三 自動車の発着及び駐車の施設のうちバス高速輸送システムに係るものに関する事務をつかさどる。

一 物流・自動車局の所掌に係る事業に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

二 道路運送に係る助成に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

三 財務企画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 物流・自動車局の所掌に係る事業に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

二 道路運送に係る助成に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

三 財務企画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

（国際物流室並びに物流革新推進官、次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流涉外官及び灾害物流対策官）

第八十六条の二 物流政策課に、国際物流室並びに物流革新推進官、次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流涉外官及び灾害物流対策官それ一人を置く。

2 国際物流室は、国際的な貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務（物流涉外官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 国際物流室に、室長を置く。

（物流革新推進官、次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流涉外官及び灾害物流対策官それ一人を置く。）

2 国際物流室は、国際的な貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務（物流涉外官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 国際物流室に、室長を置く。

（物流革新推進官は、貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する革新的な施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。）

5 次世代物流システムの導入の推進に関する基本事務をつかさどる。

次世代物流システム推進官は、命を受けて、

の貨物流通事業課の所掌に係る事務に関する業

的な政策に係る重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

物流環境政策調整官は、命を受けて、物流環境（貨物流通に係る環境をいう。）の保全に関する基本的な政策に係る重要な事項についての企

業に係る基本的な政策に係る重要な事項についての企

業に係る重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

物流涉外官は、国際的な貨物流通に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

災害物流対策官は、命を受けて、災害物流（災害時における貨物流通をいう。）の円滑化に

関する基本的な政策に係る重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（トラック事業適正化対策室及び貨物流通経営戦略室並びにトラック輸送パートナーシップ推進官、貨物流通事業適正化推進官及び国際複合物流企画調整官）

第八十六条の三 貨物流通事業課に、トラック事務をつかさどる。

2 トランク事業適正化対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路運送車両による貨物の運送及び貨物自動車運送事業に関する業務の適正化に関する事務をつかさどる。

二 自家用貨物自動車の使用に関する事務をつかさどる。

（国際物流室並びに物流革新推進官、次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流涉外官及び灾害物流対策官）

2 トランク事業適正化対策室に、室長を置く。

（貨物流通経営戦略室は、貨物自動車運送事業の所掌に属するものを除く。）

2 トランク事業適正化対策室に、室長を置く。

（その他の貨物流通事業の所掌に属するものを除く。）

2 トランク事業適正化対策室に、室長を置く。

（他の貨物流通事業の所掌に属するものを除く。）

2 トランク輸送パートナーシップ推進官は、道

路運送車両による貨物の運送及び貨物自動車運送事業に係る事務をつかさどる。

（物流革新推進官は、倉庫業その他機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。）

7 貨物流通事業適正化推進官は、倉庫業その他機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（前号の基準に基づく道路運送事業の監査に

関する基本的な政策に関する企画及び立案に

関すること。

2 安全監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路運送の安全の確保に関する基準についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（車両基準・国際課の所掌に属するものを除く。）

二 前号の基準に基づく道路運送事業の監査に

関する基本的な政策に関する企画及び立案に

関すること。

2 保障事業室に、室長を置く。

（保障事業室は、政府の管掌する自動車損害賠償事業に関する事務（自動車事故対策事業企画官及び訟務官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。）

2 保障事業室に、室長を置く。

（企画調整官は、命を受けて、安全政策課の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。）

2 保障事業室に、室長を置く。

（企画調整官は、命を受けて、安全政策課の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。）

2 保障事業室に、室長を置く。

（企画調整官は、命を受けて、安全政策課の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。）

2 保障事業室に、室長を置く。

10 自動車安全監査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席自動車安全監査官とする。

11 首席自動車安全監査官は、自動車安全監査官の所掌に属する事務を統括する。

12 自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第十九十七号。第三号において「自賠法」という。）第七十八条に規定する自動車事故対策事業賦課金の金額に関する事務。

二 被害者保護増進等計画の作成及び変更に関する事務。

三 自賠法第七十七条の四の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助の効率的かつ効果的な実施及び評価に関する事務。

4 トランク事業適正化対策室並びに自動車損害賠償官及び自動車事故対策事業企画官、訟務官及び被害者保護企画調整官それ一人を置く。

5 安全監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路運送の安全の確保に関する基準についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（車両基準・国際課の所掌に属するものを除く。）

二 前号の基準に基づく道路運送事業の監査に

関する基本的な政策に関する企画及び立案に

関すること。

2 トランク輸送パートナーシップ推進官及び自動車脱炭素化推進官

2 先進技術推進室は、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る先進技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他課並びに自動車脱炭素化推進官それ一人を置く。）

2 先進技術推進室に、室長を置く。

（防衛その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る先進技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他課並びに自動車脱炭素化推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。）

2 先進技術推進室に、室長を置く。

（防衛その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る先進技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。）

2 先進技術推進室に、室長を置く。

（防衛その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る先進技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。）

2 先進技術推進室に、室長を置く。

（防衛その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る先進技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。）

2 先進技術推進室に、室長を置く。

（防衛その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る先進技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。）

三	自動運転技術に係る国際協力に関する事務をつかさどる。
5	自動車脱炭素化推進官は、命を受けて、自動車に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に関する事務（車両基準・国際課、審査・リコール課及び自動車整備課の所掌に属するものを除く。）で特定事項に関するものをつかさどる。（自動車登録管理企画室並びに自動車情報活用推進官及び自動車登録番号標企画調整官）
2	自動車登録管理企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
1	自動車の登録に係る電子情報処理組織の管理及び運用に係る事務をつかさどる。
2	自動車の保有に伴い必要とされる行政手続におけるワンストップサービスの利用の促進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
3	自動車登録管理企画室に、室長を置く。
4	自動車情報活用推進官は、命を受けて、自動車情報課の所掌事務のうち自動車情報の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
5	自動車登録番号標に係る特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。（地域交通室及び旅客運送適正化推進室並びに地域交通対策官、バス事業活性化調整官及びタクシー事業活性化調整官）
2	地域交通室は、次に掲げる事務をつかさどる。
1	旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事項（総務課及び地域交通対策官の所掌に属するものを除く。）。
2	自家用有償旅客運送に関する事項。
3	地域交通室に、室長を置く。

4	旅客運送適正化推進室は、旅客自動車運送事業に係る業務の適正化に関する事務をつかさどる。
5	旅客運送適正化推進室に、室長を置く。
6	地域交通対策官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
5	旅客自動車運送の確保に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。（旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。）
2	自家用自動車の使用に関する事務（貨物流通事業及び地域交通室の所掌に属するものを除く。）
7	バス事業活性化調整官は、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の活性化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
8	タクシー事業活性化調整官は、一般乗用旅客自動車運送事業の活性化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
9	第九十一条 削除
10	（環境基準室及び国際業務室並びに自動車基準協定調整官）

4	第九十二条 車両基準・国際課に、環境基準室及び国際業務室並びに自動車基準協定調整官一人を置く。
5	環境基準室は、次に掲げる事務をつかさどる。
2	道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る技術上の基準に関する事項（審査・リコール課及び自動車整備課の所掌に属するものを除く。）。
3	自動車整備事業の近代化に関する事務をつかさどる。
4	自動車整備事業の近代化に関する事務をつかさどる。
5	電気装置整備推進官は、高度な電子装置を備える自動車の整備及び検査に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（整備事業指導官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
6	二 自動車整備事業の近代化に関する事務をつかさどる。
7	人材政策企画官は、自動車整備事業における人材の確保及び育成に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
8	第一項の指定を申請する者及び指定を受けた者の法令の遵守の体制の整備に関する指導及び係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（完成検査業務適正化対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9	リコール業務指導官は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務のうち、道路運送車両法第五十七条の二に規定する自動車製作者等又は同法第六十三条の二第二項に規定する装置製作者等が行う改善措置の実施体制の整備に関する指導及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
10	ユーバー情報企画調整官は、物流・自動車局の所掌事務に関する道路運送車両の使用者の利益の保護に係る情報提供に関する重要な事項についての企画及び立案に関する事務（道路運送車両及び道路運送車両の装置の安全性の評価に係るもの）をつかさどる。
11	（点検整備推進対策官、整備事業指導官、人材政策企画官及び電子装置整備推進官）
12	リコール監理室は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務（不具合情報調査推進室及びリコール業務指導官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
13	リコール監理室は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務（不具合情報調査推進室及びリコール業務指導官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
14	二 点検整備推進対策官は、自動車の使用者の点検及び整備の推進に関する事務をつかさどる。
15	第三条 整備事業指導官は、次に掲げる事務（人材政策企画官、整備事業指導官、人材政策企画官及び電子装置整備推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
16	二 自動車整備事業の業務の適正化に関する事務をつかさどる。
17	第一項の指定その他の証明に関する事務のうち自動車整備技術に関する事務（型式指定業務指導官及び自動車整備技術審査官は、道路運送車両並びに道路運送車両の共通構造部及び装置の型式についての指定その他の証明に関する事務のうち自動車整備技術に関する事務（型式指定業務指導官及び自動車整備技術審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
18	自動車整備技術に関する事務（自動車整備技術審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
19	第一項の指定を申請する者及び指定を受けた者の法令の遵守の体制の整備に関する指導及び係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（完成検査業務適正化対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
20	（安全技術調査官）
21	（安全技術調査官）
22	二 海事局に、安全技術調査官一人を置く。
23	安全技術調査官は、命を受けて、海事局の所掌事務に関する技術に関する重要な事項についての調査、調整及び指導に関する事務をつかさどる。
24	（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶

汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出
防止措置手引書の検査
ハ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の規定による有害物質一覧表の確認及び再資源化解体の承認等（再資源化解体計画の承認に係るものを除く。）
ニ 船舶、船舶用機関及び船舶用品の型式承認試験及び検定
ヘ 船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）
二 船舶保安規程の承認に係る審査に関すること。
三 船級協会の行う船舶の検査及び船舶保安規程の審査に関すること。
四 水上運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に関する報告の徴収及び立入検査に関すること（船舶の施設に関するものに限る。）。
五 船舶検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を統括船舶検査官とする。
六 船舶保安規程の承認に係る審査に関すること。
七 船級協会業務調整官は、船級協会に属する事務（船舶検査官の所掌に属するものを除く。）
八 船級協会業務調整官は、船舶検査官の所掌に属する事務を統括する。
九 船級協会業務調整官は、船級協会に属する事務（船舶検査官の所掌に属するものを除く。）
第一百四条から第一百七条まで 刪除
(船員教育室並びに海技企画官、小型船舶対策官及び水先業務調整官)
二 船員教育室は、船員の教育及び養成に関する事務をつかさどる。
三 船員教育室に、室長を置く。
四 海技課に、船員教育室並びに海技企画官、小型船舶対策官及び水先業務調整官それぞれ一人を置く。
五 小型船舶対策官は、小型船舶操縦士の免許及び小型船舶操縦者の遵守事項に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
六 水先業務調整官は、水先業務に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

二 民間の能力を活用した港湾の運営に関する事務で重要な事項についての企画及び立案並びに港湾の利用に関する事務のうち、特定港湾運営会社（港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八条）第四十三条の二十六第一項に規定する特定港湾運営会社をいう。次号において同じ。）が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化に関する企画及び立案、指導並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
三 前二号に掲げる事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
四 港湾物流戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 港湾の利用に関する事務のうち、特定港湾運営会社（港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八条）第四十三条の二十六第一項に規定する特定港湾運営会社をいう。次号において同じ。）が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化に関する企画及び立案、指導並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
二 港湾物流戦略室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官、特定港湾運営会社指導官及び港湾情報化企画調整官（港湾物流戦略室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官、特定港湾運営会社指導官及び港湾情報化企画調整官）
五百八条 海技課に、船員教育室並びに海技企画官、小型船舶対策官及び水先業務調整官それぞれ一人を置く。
二 船員教育室は、船員の教育及び養成に関する事務をつかさどる。
三 船員教育室に、室長を置く。
四 海技課に必要な技能の開発に関する企画及び水先人の資格に必要な技能の開発に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。
五 小型船舶対策官は、小型船舶操縦士の免許及び小型船舶操縦者の遵守事項に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

二 民間の能力を活用した港湾の運営に関する事務で重要な事項についての企画及び立案並びに港湾の利用に関する事務のうち、特定港湾運営会社（港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八条）第四十三条の二十六第一項に規定する特定港湾運営会社をいう。次号において同じ。）が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化に関する企画及び立案、指導並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
三 前二号に掲げる事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
四 港湾物流戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 港湾の利用に関する事務のうち、特定港湾運営会社（港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八条）第四十三条の二十六第一項に規定する特定港湾運営会社をいう。次号において同じ。）が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化に関する企画及び立案、指導並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
二 港湾物流戦略室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官、特定港湾運営会社指導官及び港湾情報化企画調整官（港湾物流戦略室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官、特定港湾運営会社指導官及び港湾情報化企画調整官）
五百九条 計画課に、企画室並びに計画企画官、港湾計画審査官、事業企画官及び港湾インフラ連携調整官（企画室並びに計画企画官、港湾計画審査官、事業企画官及び港湾インフラ連携調整官）
二 企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 港湾の整備、利用及び保全並びに航路の整備及び保全に関する計画に関する重要事項についての企画及び立案（企画室に属するものを除く。）
二 港湾及び航路に関する基礎的な調査に関する事務（特定港湾運営会社指導官の所掌に属するものを除く。）
三 港湾及び航路に属するもの（企画室に属するものを除く。）
二 港湾及び航路に関する基礎的な調査に関する事務で重要な事項についての企画及び立案（企画室に属するものを除く。）
三 港湾運営会社指導官の所掌に属するものを除く。

二 民間の能力を活用した港湾の運営に関する事務で重要な事項についての企画及び立案並びに港湾の利用に関する事務のうち、特定港湾運営会社（港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八条）第四十三条の二十六第一項に規定する特定港湾運営会社をいう。次号において同じ。）が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化に関する企画及び立案、指導並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
三 前二号に掲げる事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
四 港湾物流戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 港湾の利用に関する事務のうち、特定港湾運営会社（港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八条）第四十三条の二十六第一項に規定する特定港湾運営会社をいう。次号において同じ。）が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化に関する企画及び立案、指導並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
二 港湾物流戦略室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官、特定港湾運営会社指導官及び港湾情報化企画調整官（港湾物流戦略室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官、特定港湾運営会社指導官及び港湾情報化企画調整官）
五百十一条 計画課に、企画室並びに計画企画官、港湾計画審査官、事業企画官及び港湾インフラ連携調整官（企画室並びに計画企画官、港湾計画審査官、事業企画官及び港湾インフラ連携調整官）
二 企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 港湾の整備、利用及び保全並びに航路の整備及び保全に関する計画に関する重要事項についての企画及び立案（企画室に属するものを除く。）
二 港湾の利用に関する事務のうち、クルーズ旅客船の寄港の促進その他のクルーズの振興に関する基本的な政策（クルーズの振興に関するものに限る。）の企画及び立案に関する事務をつかさどる。
三 港湾局の所掌事務に係るクルーズの振興に関する事務で国際機関との連絡及び国際協力に関する事務（クルーズ振興室に、室長を置く。）
四 国際企画室は、港湾局の所掌事務に係る国際機関との連絡及び国際協力に関する事務（クルーズ振興室に、室長を置く。）

4	及び立案並びに調整に関する事務（地方航空支 援企画調整官の所掌に属するものを除く。）を つかさどる。
1	地方航空支援企画調整官は、命を受けて、地 域的な航空運送に係る事業の助成に関する特定 事項についての企画及び立案並びに関係行政機 関との他の関係者との連絡調整に関する事務を つかさどる。 （大都市圏空港調査室並びに空港施設高度利 用推進官、空港インフラ連携調整官及び空港脱炭 素化推進官）
2	百二十二条 空港計画課に、大都市圏空港調査 室並びに空港施設高度利用推進官、空港インフ ラ連携調整官及び空港脱炭素化推進官それぞれ 一人を置く。
3	大都市圏空港調査室は、航空路線網の拠点と なる大都市圏における空港（成田国際空港、関 西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を 除く。）の整備に関する基本的な調査及び計画 に関する事務（空港インフラ連携調整官の所掌 に属するものを除く。）をつかさどる。
4	大都市圏空港調査室に、室長を置く。
5	空港施設高度利用推進官は、命を受けて、次 に掲げる事務のうち重要な事項に係るものに 関する事務をつかさどる。 一 空港等（成田国際空港、関西国際空港、中 部国際空港及び大阪国際空港を除く。次項に おいて同じ。）の施設の改良に関する事務の うち、高度利用の推進に関する基本的な計画 に関する事務（空港インフラ連携調整官の所 掌に属するものを除く。） 二 空港等の施設の改善に関する調査及び研究 に関する事項（大都市圏空港調査室及び空港 脱炭素化推進官の所掌に属するものを除く。） 三 空港等（成田国際空港、関西国際空港、中 部国際空港及び大阪国際空港を除く。次項に おいて同じ。）の施設の改良に関する事務の うち、高度利用の推進に関する基本的な計画 に関する事務（空港インフラ連携調整官の所 掌に属するものを除く。） 四 空港等の建設市場への外国企業のアクセス の推進に関する事務のうち、海外におけるブロジ エクトの事業活動の推進に係る事務（我が國事 業者の事業活動の推進に係る事務を除く。） 五 空港等の建設、改良及び維持に関する国際 関係事務のうち、海外におけるブロジエクト の推進に関する事務（我が國事業者の事業活 動の推進に係る事務を除く。） 六 空港等の建設、改良及び維持に関する特定 事項についての企画及び立案、調整並びに指導 に関する事務（安全部の所掌に属するものを除 く。）をつかさどる。
7	空港保安防災教育訓練センターは、第二項各 号に掲げる事項に関する対策のうち技術に関す るものについての知識及び技能を習得させるた めの講習の実施に関する事務（安全部の所掌に 属するものを除く。）をつかさどる。
8	空港保安防災教育訓練センターは、大村市に 置く。
9	空港保安防災教育訓練センターに、所長を置 く。
10	空港脱炭素化推進官は、命を受けて、空港の 脱炭素化（空港法第二十四条第一項に規定する 空港の脱炭素化をいう。）の推進に関する重要 事項についての調査及び研究に関する事務をつ かさどる。 （空港保安防災企画室及び空港国際業務推進室、 空港施設企画調整官並びに空港保安防災教育訓 練センター）
11	空港技術課に、空港保安防災企画室、 空港施設企画調整室及び空港保安防災教育訓 練センター
12	百二十二条 空港計画課に、大都市圏空港調 査室並びに空港施設高度利用推進官、空港イン フラ連携調整官及び空港脱炭素化推進官それ ぞれ一人を置く。
13	大都市圏空港調査室は、航空路線網の拠点と なる大都市圏における空港（成田国際空港、関 西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を 除く。）の整備に関する基本的な調査及び計画 に関する事務（空港インフラ連携調整官の所掌 に属するものを除く。）をつかさどる。
14	大都市圏空港調査室に、室長を置く。
15	空港施設高度利用推進官は、命を受けて、次 に掲げる事務のうち重要な事項に係るものに 関する事務をつかさどる。 一 空港等内の秩序の維持 二 空港等及びその周辺における航空機に 関する事故その他空港等における事故 （安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさ どる。
16	空港等内の秩序の維持
17	空港等及びその周辺における航空機に 関する事故その他空港等における事故 （安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさ どる。
18	空港保安防災企画室は、空港等の管理のうち 技術に関する事務（空港施設高度利用推進官 の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
19	空港保安防災企画室は、室長を置く。
20	空港保安防災企画室は、成田国際空港企画室 及び首都圏空港調整官
21	百二十三条 首都圏空港課に、成田国際空港企 画室及び東京国際空港企画室並びに首都圏空港 企画調整官一人を置く。
22	成田国際空港企画室は、成田国際空港の管理 に関する企画及び立案並びに関係行政機関その もの
23	成田国際空港企画室は、成田国際空港企画室 並びに首都圏空港調整官
24	百二十四条 安全政策課に、国際企画調整室、 航空事業安全監査室、乗員政策室、空港安全室 及び航空事業安全監査室、乗員政策室、空港安全室 に関する企画及び立案並びに関係行政機関その もの
25	航空事業安全監査室は、航空事業安全監査室 並びに航空事業安全監査室
26	航空事業安全監査室は、室長を置く。
27	航空事業安全監査室は、次に掲げる事務をつか さどる。 一 航空機に係る航空従事者に関する技能証 明、航空英語能力証明、計器飛行証明及び操 縦教育証明並びに運航管理者の技能検定に係 る試験制度に関する企画及び立案並びに国際 機関との他の関係者との連絡調整に関するこ と。 二 航空機に係る航空従事者の養成に関するこ と（養成企画調整官の所掌に属するものを除 く。） 三 航空機に係る航空従事者の医学的な適性を確 保するための航空身体検査証明に関するこ と。

乗員政策室に、室長を置く。
空港安全室は、空港等に係る

するものを除く)をつかさどる。

109 空港安全室に、室長を置く。
航空保安対策室は、航空に関する危機管理に

18 17	二 航空機の航行の安全の確保に係る外国航空機及び航空運送事業の用に供する航空機の監督に関する事務を統括する。	16 運航審査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 一 機長の認定及び査察操縦士の指名に係る審査に關すること。	15 航空事業安全推進官は、航空運送事業及び航空機使用事業に係る航空機の航行の安全の確保に関する政策の企画及び立案並びに推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（国際企画調整室の所掌に属するもの（以下「 <u>航空機の強取、破壊その他空に關する犯罪</u> 」とす）を除く。）をつかさどる。	14 安全管理推進官は、命を受けて、航空に關する安全管理の推進に關する重要な事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に關する事務（交通管制部及び国際企画調整室の所掌に属するもの（以下「 <u>航空機の強取、破壊その他空に關する犯罪</u> 」とす）を除く。）をつかさどる。	13 企画及び立案並びに調整に關する事務（国際企画調整室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	12 11 航空保安対策室に、室長を置く。 安全政策企画官は、命を受けて、安全政策課の所掌事務に關する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に關する事務をつかさどる。
----------	---	---	--	--	--	---

19 外国籍航空機安全対策調整官は、命を受けて、
　　外国航空機（航空法第八十七条第一項に規定する
　　航空機を除く。）の航行の安全の確保に係る
　　特定事項についての企画及び立案並びに国際機
　　関、外国籍の行政機関その他の関係者との連絡調
　　整に関する事務（運航基準高度化企画調整官の
　　所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

20 小型航空機安全対策官は、小型航空機の航行
　　の安全の確保に係る企画及び立案並びに関係行
　　政機関その他の関係者との連絡調整に関する事
　　務（無人航空機安全課並びに国際企画調整室並
　　びに運航基準高度化企画調整官及び外国籍航空機
　　安全対策調整官の所掌に属するものを除く。）
　　をつかさどる。

21 航空機検査官は、命を受けて、航空機及びそ
　　の装備品に係る検査（これらの整備、改造又は
　　検査に関する認定のための検査を含む。）の実
　　施に関する事務（航空機安全課及び整備審査官
　　の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

22 航空機検査官のうちから国土交通大臣が指名す
　　る者を首席航空機検査官とする。

23 首席航空機検査官は、航空機検査官の所掌に
　　属する事務を統括する。

24 整備規程の認可に係る審査その他航空機及びその
　　装備品の整備に係る審査、検査及び指導に関する
　　事務を分掌する。

25 整備審査官のうちから国土交通大臣が指名す
　　る者を首席整備審査官とする。

26 首席整備審査官は、整備審査官の所掌に属す
　　る事務を統括する。

27 養成企画調整官は、航空機に係る航空従事者
　　の養成の促進に関する企画及び立案並びに関係行
　　政機関その他の関係者との連絡調整に関する事
　　務（国際企画調整室の所掌に属するものを除
　　く。）をつかさどる。

28 航空従事者試験官は、命を受けて、次に掲げ
　　る事務（無人航空機安全課の所掌に属するもの
　　を除く。）を分掌する。

一 航空従事者に関する技能証明、航空英語能
　　力証明、計器飛行証明及び操縦教育証明に係
　　る試験の試験問題の作成及び試験の実施に關
　　すること。

二 運航管理者の技能検定に係る試験の試験問
　　題の作成及び試験の実施に關すること。

三 指定航空従事者養成施設の技能審査員の認
　　定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実
　　施に關すること。

四 指定航空英語能力判定航空運送事業者の能力判定員の認定に係る試験の実施に係る措置の実施に関する事務をつかさどる。

五 指定運航管理者養成施設の技能審査員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に係る措置の実施に関する事務をつかさどる。

二 航空に関する犯罪の防止のための関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務のうち、航空に関する犯罪の防止に係る措置の実施に関する監査に関する事務をつかさどる。

36 航空保安脅威評価官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空に関する犯罪に関する情報の収集及び分析並びにこれらに基づく評価に関する事務をつかさどる。

35 航空保安脅威評価官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空に関する犯罪の防止のための対策に係る国際的な基準に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際企画調整室並びに航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

34 航空保安国際業務推進官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空に関する犯罪の防止のための対策に係る国際的な基準に関する特定事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

33 航空保安対策企画調整官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際企画調整室並びに航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

32 空港運営安全企画調整官は、命を受けて、空港等の運営に係る安全性の向上に関する特定事項についての企画・分析・調整及び指導に関する事務をつかさどる。

31 空港安全国際調整官は、命を受けて、空港等の運営に係る安全性の向上に関する特定事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（空港安全室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

30 首席航空従事者試験官は、航空従事者試験官の所掌に属する事務を統括する。

29 航空従事者試験官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席航空従事者試験官とする。

37
機企画室及び無人航空機企画調整官の所掌に属するもの(以下「無操縦者航空機企画室」といふ)の運航に関する事務をつかさどる。
第二百二十五条 削除
(無操縦者航空機企画室及び無人航空機企画調整官)
第二百二十六条 無人航空機企画室に於ける事務をつかさどる。
一 無人航空機等の航行の安全の確保に関する企画及び立案並びに調整に關すること(交通管制部の所掌に属するものを除く。)。
二 航空法第八十七条第一項に規定する航空機(以下この項において「無操縦者航空機」といふ)の安全の確保及び無操縦者航空機の航行に起因する障害の防止に關すること(航空機安全課の所掌に属するものを除く。)。
三 無操縦者航空機及びその装備品の修理及び改造(航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限りる。)に關すること。
四 無操縦者航空機に係る航空従事者教育等に關すること。
五 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査(無操縦者航空機に係るものに限る。)に対する援助に關すること。
六 無操縦者航空機企画室に、室長を置く。
(航空機技術基準企画室及び航空機技術審査室並びに型式証明調整官)
第二百二十七条 航空機企画室に、航空機技術基準企画室及び航空機技術審査室並びに型式証明調整官を置く。
航空機技術基準企画室は、航空機及びその装備品の設計又は製造に係る安全及び環境保全に関する技術上の基準の設定に關する企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に關する事務をつかさどる。

4 3	航空機技術基準企画室に、室長を置く。
6 5	航空機技術審査室に、室長を置く。 型式証明調整官は、航空機に係る型式証明に関する事務（型式証明調整官及び設計審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
7	設計審査官は、命を受けて、航空機及びその装備品の設計又は製造に係る審査及び検査（これらの設計又は製造に関する認定のための検査を含む）の実施に関する事務並びに航空機に係る型式証明に係る審査に関する事務（航空機に係る事項に関する事務を分掌する）。
8	設計審査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席設計審査官とする。
9	首席設計審査官は、設計審査官の所掌に属する事務を統括する。 (航空交通国際業務室及び管制情報処理システム、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官並びにシステム開発評価・危機管理センター)
2	交通管制企画課に、航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官並びにシステム開発評価・危機管理センターを置く。
1	航空交通国際業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 航空交通の指定及び航空機の基離陸又は着陸のための飛行の方式の設定の基準並びに航空交通管制の方針の開発及び設定の基準に関する事務のうち国際関係事務に係るものに関すること。
2	二 交通管制企画課の所掌事務に係る国際協力に関する事務。
3	航空交通国際業務室に、室長を置く。
4 3	航空交通管制情報処理システム室は、航空交通管制システムに関する事務（航空交通国際業務室、新システム技術推進官及びシステム開発評価・危機管理センターの所掌に属するもの）をつかさどる。
5	管制情報処理システム室は、航空交通管制情報処理システムに関する事務（航空交通国際業務室、新システム技術推進官及びシステム開発評価・危機管理センターの所掌に属するもの）を置く。
6	航空情報センターは、航空情報の提供に関する事務（交通管制企画課及び航空情報・飛行検査高度化企画室及び運用調整企画課の所掌に属するもの）をつかさどる。
7	航空情報センターに、所長及び航空情報管理官を置く。
8 7	空域調整整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 管制情報処理システム室に、室長を置く。
9	企画調整官は、命を受けて、交通管制企画課の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
10	新システム技術推進官は、航空保安業務の高度化に資する新たな航空交通に関するシステムに係る技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（航空交通国際業務室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
11	教育訓練企画官は、航空保安業務に従事するため必要な教育及び研修の高度化に関する総合的な政策の企画及び立案並びに関係行政機関その他他の関係者の連絡調整に関する事務（航空交通国際業務室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
12	企画調整官は、航空交通管制企画課及び立案並びに調整に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者の連絡調整に関する事務（航空交通管制企画課及び管制技術課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
13	航空情報管理官は、航空交通管制運航情報官として、航空情報の提供に関する事務（交通管制企画課運航情報官の所掌に属する事務を除く。）をつかさどる。
14	飛行検査センターは、航空局の所掌事務を执行するため使用する航空機の運用及び整備の実施に関する事務をつかさどる。
15	次席航空情報管理官は、航空情報管理官のうちから国土交通大臣が指名する者二人を先任航空情報管理官及び航空情報企画調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター）を置く。
16	第百二十九条 管制課に、空域調整整備室及び管制運用企画課一人を置く。
17	飛行検査官は、命を受けて、航空局の所掌事務を遂行するため使用する航空機の運用及び整備の実施に関する事務（飛行検査安全運航管理制度課及び管制技術課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
18	飛行検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席飛行検査官とする。
19	首席飛行検査官は、飛行検査官の所掌に属する事務を統括する。
20	第十八項に規定するもののほか、飛行検査官のうちから国土交通大臣が指名する者四人を次席飛行検査官とする。
21	次席飛行検査官は、飛行検査官の所掌に属する事務の統括に関し、首席飛行検査官を補佐する。
22	飛行検査安全運航管理官は、命を受けて、航空機の運用及び整備の実施に係る安全性の向上に関する特定事項についての企画及び立案並びに国際機関その他関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
23	航空情報センターは、成田市に置く。
24	航空情報センターに、所長及び航空情報管理官を置く。
25	管制運航情報官は、命を受けた航空機技術基準企画室に、室長を置く。

(航行支援技術高度化企画室及び航空灯火・電気技術室、交通管制機械設備調整官並びに技術管理センター及び性能評価センター)

第一百三十二条 管制技術課に、航行支援技術高度化企画室及び航空灯火・電気技術室、交通管制機械設備調整官一人並びに技術管理センター及び性能評価センターセンターを置く。

2 航行支援技術高度化企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の信頼性の管理に関する事務(交通管制企画課の所掌に属するものを除く)。

二 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

三 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

四 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

五 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

六 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

七 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

八 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

九 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

十 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

十一 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

十二 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

十三 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

十四 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

十五 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

十六 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

十七 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

4 3 4 3

5 5 6 5

7 7 7

8 8 8

9 9 9

10 10 10

11 11 11

12 12 12

13 13 13

14 14 14

一 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の信頼性の管理に関する事務(交通管制企画課の所掌に属するものを除く)。

二 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

三 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

四 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

五 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

六 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

七 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

八 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

九 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

一〇 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に係る事務を分掌すること。

二 人工衛星を利用した航空保安無線施設に関する工事、運用及び保守のこと。

三 航空通信施設(人工衛星を利用したもののはず)はデータリンク通信に係るものに限る。第二十五項において同じ)に関する工事及び保守に係ること。

四 性能評価センターセンターの所掌事務を遂行するた
めに使用する建築施設及び機械施設に関する工事及び保
守に係ること。

五 性能評価センターセンターの所掌事務を遂行するた
めに使用する電気施設(第二号及び第三号)の施設を除く。
第三十一項において同じ)に係る工事、運用及び保守に
関する工事、運用及び保守に係ること。

六 性能評価センターセンターは、常陸太田市に置く。

七 性能評価センターセンターに、所長、準天頂衛星連携
調整官一人、性能評価航空管制技術官、施設運
用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

八 先任技術管理航空灯火・電気技術官は、命を受け
て、次に掲げる事務を分掌する。

一 航空灯火その他の電気施設(航空保安用電
気通信施設を除く。次号において同じ)の信
頼性の管理に関する工事。

二 航空灯火その他の電気施設の設置及び管理
に関する技術的な評価に関する工事。

三 航空灯火その他の電気施設の設置及び管理
に関する技術的な評価に関する工事。

四 航空灯火その他の電気施設の設置及び管理
に関する技術的な評価に関する工事。

五 航空灯火その他の電気施設の設置及び管理
に関する技術的な評価に関する工事。

六 航空灯火その他の電気施設の設置及び管理
に関する技術的な評価に関する工事。

七 航空灯火その他の電気施設の設置及び管理
に関する技術的な評価に関する工事。

八 航空灯火その他の電気施設の設置及び管理
に関する技術的な評価に関する工事。

九 航空灯火その他の電気施設の設置及び管理
に関する技術的な評価に関する工事。

一〇 航空灯火その他の電気施設の設置及び管理
に関する技術的な評価に関する工事。

一一 航空灯火その他の電気施設の設置及び管理
に関する技術的な評価に関する工事。

一二 航空灯火その他の電気施設の設置及び管理
に関する技術的な評価に関する工事。

一三 航空灯火その他の電気施設の設置及び管理
に関する技術的な評価に関する工事。

一四 航空灯火その他の電気施設の設置及び管理
に関する技術的な評価に関する工事。

一五 航空灯火その他の電気施設の設置及び管理
に関する技術的な評価に関する工事。

31 航空灯火・電気技術官は、命を受けて、性能評価センターセンターの所掌事務を遂行するために使用する電気施設に関する工事、運用及び保守に係る事務を分掌する。

32 施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。

33 先任施設運用管理官は、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に属する事務を管

理する。

第十四款 北海道局

(アイヌ政策調整官及び開発専門官)

第一百三十三条 北海道局に、アイヌ政策調整官一人及び開発専門官二十二人を置く。

2 アイヌ政策調整官は、命を受けて、北海道局の所掌事務に関するアイヌ施策(アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成三十一年法律第十六号))第二条第二項に規定するアイヌ施策をい

う。次条第二項において同じ)に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に当たる。

3 開発専門官は、命を受けて、北海道局の所掌事務に係る専門的事項に関する事務に従事する事務に当たる。

4 (アイヌ政策室並びに調査官及び企画官)

5 第百三十三条 総務課に、アイヌ政策室並びに調査官及び企画官それぞれ一人を置く。

6 アイヌ政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 北海道総合開発計画の企画及び立案に必要な調査に関する事務のうち、アイヌ施策に係るものに関するもの(他課の所掌に属するものを除く)。

二 北海道総合開発計画の推進に関する事務のうち、アイヌ施策に係るものに関するもの(他課の所掌に属するものを除く)。

三 北海道総合開発計画に基づく事業に関する事務のうち、アイヌ施策に係るものに関するもの(他課の所掌に属するものを除く)。

四 アイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識の普及及び啓発に関するもの(アイヌ政策室に、室長を置く)。

5 3

6 29 27 26 25 24 23 22

7 21 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

- 4 調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務に
関する特定事項について調査し、並びに企画
し、及び立案する事務をつかさどる。

5 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に
関する重要事項についての企画及び立案並びに
調整に関する事務に参画する。
(企画官及び経理指導官)

第一百三十四条 予算課に、企画官及び経理指導官
それぞれ一人を置く。

1 企画官は、命を受けて、予算課の所掌事務に
関する重要事項についての企画及び立案並びに
調整に関する事務に参画する。

2 経理指導官は、次に掲げる事務をつかさど
る。

一 北海道局の所掌に係る経費及び収入の決算
及び会計並びに会計の監査に關すること。

二 北海道開発局の事務(北海道開発局の行う
工事、工事の設計及び工事管理並びに工事に
関する調査に係る入札及び契約に関する事務
並びに北海道開発局の運営に要する経費(予
算に係るものを除く。)に関する事務に限る
。)
(事業計画調整官)

第一百三十五条 地政課に、事業計画調整官一人を
置く。

1 事業計画調整官は、命を受けて、地政課の所
掌事務に關する特定の重要事項についての企画
及び立案並びに調整に関する事務をつかさど
る。
(企画官)

第一百三十六条 水政課に、企画官一人を置く。

1 企画官は、命を受けて、水政課の所掌事務に
關する重要事項についての企画及び立案並びに
調整に関する事務に参画する。

2 企画官は、命を受けて、農林水産課の所掌事
務に關する重要事項についての企画及び立案並
びに調整に関する事務に参画する。
(企画調整官、計画推進企画官及び技術企画官)

第一百三十七条 農林水産課に、企画官一人を置
く。

1 企画官は、命を受けて、農林水産課の所掌事
務に關する重要事項についての企画及び立案並
びに調整に関する事務に参画する。
(企画調整官、計画推進企画官及び技術企画官)

2 企画官は、命を受けて、農林水産課の所掌事
務に關する重要事項についての企画及び立案並
びに調整に関する事務に参画する。
(企画調整官、計画推進企画官及び技術企画官)

技術企画官の所掌に属するものを除く。) を助ける。

第一百四十五条から第一百五十三条まで 削除
第三節 特別の機関

- 第三節 特別の機関

第一款 國土地理院

國土地理院については、國土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の定めるところによる。

第二款 海難審判所

海難審判所については、海難審判所組織規則（平成十三年国土交通省令第五号）の定めるところによる。

第四節 地方支分部局

第一款 地方整備局

地方整備局については、地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の定めるところによる。

第二款 北海道開発局

北海道開発局については、北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第十二号）の定めるところによる。

第三款 地方運輸局

地方運輸局については、地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の定めるところによる。

第四款 地方航空局

地方航空局については、地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の定めるところによる。

第五款 航空交通管制部

航空交通管制部については、航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）の定めるところによる。

第二章 外局

第一節 觀光庁

觀光庁については、觀光庁組織規則（平成二十年国土交通省令第七十一号）の定めることによる。

第三節 氣象庁

氣象庁については、氣象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の定めることによる。

第四節 海上保安庁

海上保安庁については、海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の定めることによる。

第三章 顧問筆

- (国土交通省顧問) 第百六十四条 国土交通省に、国土交通省顧問を置くことができる。
2 國土交通省顧問は、国土交通省の所掌事務のうち重要な施策に参画する。
3 國土交通省顧問は、非常勤とする。

(研修審議委員)
第百六十五条 国土交通省の職員の教養及び訓練の実施に関する基本的な事項を審議させるため、国土交通省に、法令審査委員を置く。
2 研修審議委員の審議すべき事項その他研修審議委員に関し必要な事項は、別に定める。

(法令審査委員)
第百六十六条 法令案その他法律問題を審議させるため、国土交通省に、法令審査委員を置く。
2 法令審査委員の審議に付する事項その他法令審査委員に関し必要な事項は、別に定める。

(技術検定委員)
第百六十七条 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)の規定による技術検定に關し専門の事項を調査審議させるため、国土交通省に、技術検定委員百二十人以内を置く。

附則
(施行期日)
第一条 この中央省庁等改革推進本部令(次条において「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
(この本部令の効力)
第二条 この本部令は、その施行の日に、国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)となるものとする。
(総務調整官の職務の特例)
第三条 大臣官房総務課総務調整官は、第六条第三項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、国土交通省の所管に係る一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益團体法人大臣官房に認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第二項に規定する特例民法法人の監督に関する事務を分掌する。

(国土政策局地方振興課半島振興室の設置期間の特例等)

期限 事務
か、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

十 航空大학교組織規則（平成十三年國土交通省令第十八号）

附 則（平成十四年六月二十四日国土交通省令第七四号）

附則（平成一四年六月二十四日国土交通省令第七四号）

第五条 国土政策局地方振興課半島振興室は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2 半島振興室は、第四十一条第二項に規定する事務のほか、令和七年三月三十日までの間、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

（国土政策調整官の設置期間の特例等）

第六条 國土政策局調整官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

事務のはか、令和十一年三月三十一日までの間、命を受けて、特別地域振興官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの助ける。

第六項各号に掲げる事務のほか、船舶の再資本化解体の適正な実施に関する法律（平成三十二年法律第六十一号）の施行の日の前日までの間、同法附則第五条の規定による相当確認の執行に関する事務をつかさどる。

附則（平成一三年三月三十日国土交通省令第七八号）
施行期日

第二条 年十月一日から施行する。
(土木研究所組織規則等の廃止)
次に掲げる省令は、廃止す

国土研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第1号）

二 建襄研究所組成規則（立成一三三國二交通
省令第八号）

二 建築研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第九号）

三 交通安全部研究室組織規則（平成十三年省令第九号）

四 船舶技術研究所組織規則（平成十三年国土

交通省令第十一号

五 港湾技術研究所組織規則（平成十三年国土

交通省令第十二号)

六 電子航法研究所組織規則（平成十三年国土交通省令）

交通省令第十三号

七 海技大学校組織規則（平成十三年国土交通省令第十五号）

省令第一五号
八 航海訓練所組織規則（平成十三年国土交通

八船洋語編所編集并見 金月一三五四二六七

九 海員學校組織規則（平成十三年國土交通省）

令第十七号)

附 則（平成二七年九月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年一月二九日国土交通省令第五号）抄
(施行期日)
（施行期日）
第一條 この省令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二四号）抄
(施行期日)
（施行期日）
第一條 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二九号）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第三八号）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年九月三〇日国土交通省令第六九号）
この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年一月三〇日国土交通省令第二一號）
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日国土交通省令第三三号）
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年四月二八日国土交通省令第四〇号）
この省令は、自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）の施行の日（平成二十九年五月一日）から施行する。

附 則（平成二九年六月三〇日国土交通省令第六五号）抄
(施行期日)
（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。ただし、次条からする。

附則 第四条までの規定は、平成三十一年三月十五日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月三一日国土交通省令第二五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年六月二九日国土交通省令第五二号)

この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年六月二九日国土交通省令第八三号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成三十一年一月十五日）から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二六日国土交通省令第一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第二条から第十条までの規定、附則第十二条の規定、附則第十四条中國土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）附則第八条の次に一条を加える改正規定及び附則第十五条中地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）附則第三条の次に十一条を加える改正規定は、法附則第一条第二号の政令で定める日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二九日国土交通省令第一九号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第一七号)

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日国土交通省令第一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第一条、第

四条及び第五条並びに次条から附則第九条まで及び附則第十一條第一項の規定は、改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月三一日国土交通省令第二八号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日国土交通省令第三七号）抄

（施行期日）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月一九日国土交通省令第五五号）

この省令は、令和二年七月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日国土交通省令第一八号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年六月三〇日国土交通省令第四三号）

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

附 則（令和三年七月一四日国土交通省令第四八号）

この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。

附 則（令和四年三月三一日国土交通省令第二〇号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年六月一日から施行する。

附 則（令和四年六月三〇日国土交通省令第五三号）

この省令は、令和四年七月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日国土交通省令第一九号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年六月三〇日国土交通省令第五〇号）

この省令は、令和五年七月一日から施行する。